

公調委平成25年(セ)第12号 沼津市における工場からの騒音・振動被害責任
裁定申請事件

裁 定

(当事者省略)

主 文

- 1 被申請人は、申請人に対し、金30万円を支払え。
- 2 申請人のその余の裁定申請を棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

被申請人は、申請人に対し、金5040万円を支払え。

2 被申請人

本件裁定申請を棄却する。

第2 事案の概要

本件は、申請人が、被申請人の営む鉄骨建築工事・鋼製建具工事に伴う騒音により、精神的苦痛を被ったとして、被申請人に対し、不法行為による損害賠償請求権に基づき、平成22年5月29日から平成25年5月28日までの間の慰謝料として5040万円の支払を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いがない事実、文中掲記の各証拠及び審問の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者

ア 申請人の父は、昭和54年3月27日、被申請人工場に隣接する土地の上に申請人宅を新築した。

申請人は、昭和55年4月から申請人宅に両親と居住しており、申請人の父が平成24年4月6日に死亡したため、申請人宅を相続により取得し

た。(乙2)

イ 被申請人は、鉄骨建築工事・鋼製建具工事の請負等を営む特例有限会社である。

(2) 被申請人工場の操業状況等

ア 被申請人は、昭和45年3月ころから、被申請人工場において、鉄骨建築業等を営んでいる。

イ 平成22年以降における被申請人工場の操業日は、正月、盆、大型連休の時期を除く月曜日から土曜日であり、営業時間は、午前8時から午後5時30分までである。

ウ 申請人宅と被申請人工場との位置関係、被申請人工場内の配置は概ね別紙被申請人工場・配置図のとおりである。溶接作業については、別紙被申請人工場・配置図中央部分で行っている。

(3) 騒音の規制基準等

申請人宅及び被申請人工場の所在地は、第一種低層住居専用地域に指定されているところ、被申請人工場には、騒音規制法上の特定施設に該当する機械プレス(411kN)及び空気圧縮機(定格出力7.5kW)が設置されている。

したがって、騒音の規制基準は、昼間(午前8時から午後6時まで)50dB、朝及び夕(午前6時から午前8時まで及び午後6時から午後10時まで)45dB、夜間(午後10時から午前6時まで)40dBである。(甲1-1, 甲3)

(4) 本件裁定の申請

申請人は、平成25年5月30日、本件裁定申請を行った。

2 争点及びこれに関する当事者の主張

(1) 被申請人工場からの騒音が受忍限度を超えるか

【申請人の主張】

ア 被申請人は、創業以来、大型連休、盆、正月及び日曜日を除く日に午前6時ころから深夜まで、被申請人工場内の機械及び特定施設を稼働させ、近隣の住民に被害を与えるほどの騒音を発生させてきた。

イ 被申請人は、その後、建築許可を得ずに被申請人工場を拡張したため、さらなる騒音の発生源を有することになり、その騒音レベルは規制基準を超過している。

ウ 申請人は、平成14年5月以降、約90回にわたり沼津市役所に被申請人工場からの騒音等に関する苦情を申し立てたが、騒音は改善されず、申請人が健康的な生活を営む権利を侵害し続けてきた。

エ 被申請人が土曜日及び祝日も操業して騒音を発生させていたことにより、申請人は、これらの休業日に申請人宅で健康的な生活を送ることができず、喫茶店等で過ごすことを余儀なくされた。それによりもたらされた苦痛は受忍限度を超える。

【被申請人の主張】

ア 申請人の父は、昭和50年9月1日、申請人宅敷地を購入しているが、その当時、被申請人が鉄骨建築業等を営んでいることを承知していた。

イ 被申請人は、平成23年11月ころまでに「ロックウール」、 「グラスウール」及び「防音シート」の厚さ約10cmの三重構造の防音壁を設置したが、被申請人工場からの騒音レベルを規制基準以下とすることは技術的にできなかった。

ウ 現在も規制基準を超えた騒音が発生しているが、規制基準を多少超えているにすぎない。沼津市による平成23年1月から平成25年5月までの計8回にわたる騒音測定において、50dBを超えたのは瞬時的又は最長でも25秒程度の継続であり、その頻度は多くても5分程度の間に7回ほどなので定常騒音ではなく、また、50dBを超えた測定値は最大でも16dB超の66dBであったことに鑑みれば、受忍限度の範囲にあるというべきで

ある。

(2) 損害

【申請人の主張】

申請人は、被申請人が発生させた騒音により精神的苦痛を受けた。それによる平成22年5月29日から平成25年5月28日までの間の慰謝料は5040万円を下らない。

【被申請人の主張】

争う。

第3 当裁定委員会の判断

1 認定事実

前提事実、文中掲記の証拠及び審問の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 被申請人工場建築の経緯等

ア 被申請人は、昭和43年11月15日、昭和37年7月に住居地域に指定された被申請人工場の敷地を購入した。

被申請人は、昭和43年12月31日に居宅事務所の用途で木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建て建物を、昭和45年3月14日に倉庫の用途で鉄骨造スレート葺2階建ての建物をそれぞれ建築したが、そのころから同建物を鉄骨建築工事用に使用し始めた。

被申請人工場の所在地は、昭和48年10月に第一種住居専用地域に指定された。(甲3, 乙3, 乙4)

イ 申請人の父は、昭和50年9月1日、第一種住居専用地域に指定されている申請人宅敷地を購入し、昭和54年3月27日、申請人宅を建築した(甲3, 乙1, 乙2)。

ウ 申請人の両親を含む被申請人工場近隣の住民ら及び被申請人は、平成元年ころ、沼津市職員立会いの下、塗料の飛散や防音についての対策や操業

時間（午前8時から午後7時まで）などに関する取決めを行った。被申請人は、それまで作業場所としていた敷地東側部分上に、防音対策も兼ねて増築することとした。

そのため、被申請人工場の建ぺい率、容積率は建築基準法に違反することとなった。（甲1-2, 甲3, 乙7の1・2）

エ 申請人宅及び被申請人工場の所在地は、平成8年2月6日、第一種低層住居専用地域に指定された（甲3）。

(2) 申請人による苦情の申入れと被申請人による防音対策の実施等

ア 申請人は、平成14年5月19日、沼津市職員に対し、被申請人工場からの騒音がひどい、日曜日の午前中も騒音を出して非常に迷惑である旨の苦情を電子メールにて送付した。これに対し、沼津市職員は、同年6月13日、被申請人工場には騒音規制法及び静岡県条例上の特定施設は設置されていないので、これらに基づく規制はできないが、作業時間の遵守等を指導する旨を回答した。（甲1-1）

イ 申請人は、平成15年9月1日、沼津市職員に対し、被申請人工場からの騒音についての苦情を電子メールにて送付した。

これを受け、沼津市職員が、同月3日及び同月12日、被申請人工場に対する現地調査を行ったところ、騒音規制法上の特定施設である機械プレス及び空気圧縮機が設置されていることが判明した。また、沼津市職員が申請人宅と被申請人工場の敷地境界において騒音レベルを測定したところ、騒音レベルは55dBから60dBであった。

そこで、沼津市職員は、被申請人に対し、作業騒音について規制基準を遵守するよう指導し、特定施設を使用する作業は午前8時から午後5時までにするよう依頼したところ、被申請人は、これについて同意した。

ウ 沼津市職員は、平成16年3月12日午前11時34分から午前11時44分までの間、申請人宅と被申請人工場の西側敷地境界において、騒音

レベルを測定したところ、 L_{A5} （90パーセントレンジの上端値）が59.4 dBであった（すなわち、実測時間のうち5パーセントの時間帯が59.4 dBを超えていた。）。音源は、サンダーによる切断音，落下音，クレーンの稼働音などであった。

そこで，沼津市職員は，同月17日，被申請人に対し，作業騒音について規制基準を遵守するよう指導し，専門機関による診断を利用するなどの提案をした。

被申請人は，同年5月14日，専門家から騒音防止対策の指導を受けるなどしたが，申請人は，同年10月6日，沼津市職員に対し，被申請人工場からの騒音が改善されていない旨を電子メールにて送信した。

沼津市は，被申請人に対し，同年11月8日，防音措置や作業方法の改善を指導し，さらに同月10日，消音機及び吸音板の設置等の措置を講じること，使用機器の摩耗部分の潤滑性を確保するなど金属摩擦音を低減する措置を講じること，作業方法等を改善し，鉄骨の落下音，衝突音及び摩擦音等の発生を抑制することを記載した指示書（甲2）を送付した。（甲10，甲11）

エ 沼津市職員は，平成20年9月17日から平成20年11月7日までの間，申請人宅と被申請人工場の敷地境界である別紙図面①ないし③地点において，騒音レベルを測定した。 L_{A5} ， L_{Amax} （最大騒音レベル）， L_{Aeq} （等価騒音レベル）は，別表1-1ないし1-4記載のとおりである。

同年11月6日及び同月7日の測定時において，沼津市職員が大きいと感じた音としては，サンダーによる切断音，クレーンの稼働音，ハンマーの打撃音及び溶接作業の音であった。（甲12ないし15）

オ(ア) 沼津市職員は，平成21年5月19日，別紙図面①②地点において，騒音レベルを測定した。

L_{A5} ， L_{A50} （中央値）， L_{A95} （90パーセントレンジの下端値）， L_{Amax} ，

L_{Aeq} は、別表 2-1 記載のとおりである。(甲 16)

- (イ) 申請人は、平成 21 年 7 月 9 日午前 8 時 40 分ころ、沼津市職員に対し、今日は朝からうるさいとの苦情を申し入れた。しかし、沼津市職員が、申請人宅を訪れたときには静かであった。

その後、被申請人工場からの騒音が若干うるさくなったので、沼津市職員が、午前 9 時 57 分ころから、別紙図面①地点において、騒音レベルを測定したところ、別表 2-2 記載のとおりであった。(甲 1-2, 甲 17)

- (ウ) 申請人は、平成 21 年 7 月 14 日午前 11 時 50 分ころ、沼津市職員に対し、今日のはうるさいとの苦情を申し入れ、騒音測定を依頼した。

沼津市職員は、午後 1 時 31 分ころから、別紙図面①ないし③地点において、騒音レベルを測定したところ、別表 2-3 記載のとおりであった。

その後、申請人の母は、午後 4 時ころ、測定を終えて戻った沼津市職員に対し、測定時よりもうるさくなった旨を伝えたが、沼津市職員は、今日の測定結果を検討する旨を回答した。(甲 1-2, 甲 18)

- (エ) 申請人の母は、平成 21 年 7 月 16 日午後 3 時ころ、沼津市職員に対し、今日は非常にうるさいとの苦情を申し入れ、騒音測定を依頼した。

沼津市職員は、午後 3 時 42 分ころから、別紙図面①ないし③地点において、騒音レベルを測定したところ、別表 2-4 記載のとおりであった。なお、測定地点①における 4 回目の測定時には作業量が減っており、 L_{A5} は 50 dB を下回っていた。(甲 1-2, 甲 19)

- (オ) その後、沼津市職員は、被申請人工場からの騒音が規制基準を満たしていないことから、被申請人に対して防音対策も実施させることとし、また、被申請人工場が違法建築物であることから是正を行っていくこととした(甲 1-2, 甲 3)。

カ 被申請人は、沼津市に対し、平成22年5月18日、対策を依頼した業者から、「ロックウール」、「グラスウール」及び「防音シート」による防音対策を実施すれば、現状よりも騒音を10dB下げることができるとの説明を受けた旨の報告をし、さらに同年6月30日、被申請人工場の建築基準法違反に関し、建築確認申請時の用途、規模及び構造の建築物に戻す旨の是正計画書（甲5）を提出した。

申請人及び被申請人は、同年12月1日、沼津市職員の立会いの下、①被申請人が速やかに騒音規制法の規制基準値を満たす防音工事を施工すること、②上記工事施工後に騒音が規制基準値を満たす場合には申請人が苦情を申し立てないこと、③上記工事施工後に騒音が規制基準値を満たさなくなった場合には被申請人においてこれを満たす対策を講じることを内容とする覚書（甲6）を取り交わした。（甲4）

キ 沼津市職員は、平成23年1月18日から同年6月7日までの間、別紙図面①ないし③地点において、騒音レベルを測定したところ、 L_{A5} は、別表3-1ないし3-4記載のとおりであった（甲20ないし22）。

ク 申請人は、平成23年6月28日午後4時45分ころ、沼津市職員に対して架電し、今日は一日中大きな音がしている、以前からそのような音がときどきあったなどと苦情を申し入れた。しかし、沼津市職員は、今から被申請人工場に向かっても作業が終わってしまうことから、明日以降同様の作業を実施したときに騒音を測定したいと回答した。その際、沼津市職員は、受話器から溶接作業のような音を聞いた。

沼津市職員が、被申請人に対して作業状況を問い合わせたところ、被申請人代表者は、沼津市職員に対し、製品の仮止めの溶接を除去して改めて溶接する作業を実施していたこと、作業時間が合計3時間ほどであったこと、月に2回程度は行うことがあり、作業のやり残しがあるので、明日も実施する可能性があることを回答した。

申請人は、翌日午前8時30分ころ、沼津市職員に対し、昨日と同様の騒音がしているとの苦情を申し入れた。沼津市職員が申請人宅に到着して申請人から事情を確認していたところ、騒音はやんでしまった。沼津市職員は、午前11時まで待機していたが、騒音を確認できなかったため、帰庁した。（甲1-2，甲1-4。なお、甲1-2だけをみると、ク記載の事実は平成21年6月28日以降のものとも考えられるが、同日は被申請人工場の操業していない日曜日である。甲1-4の平成23年7月19日付け報告書の記載内容も併せてみれば（甲1-2・6頁には「6月22日に実施した測定結果を取りまとめている」との記載があり、上記報告書は6月22日に騒音測定を実施したとしている。），上記事実は同年6月28日以降のものとするのが相当である。）

ケ 沼津市職員は、平成23年8月31日、別紙図面①ないし③地点において、騒音レベルを測定したところ、 L_{A5} は、別表3-5記載のとおりであった（甲23）。

コ 被申請人は、平成23年11月ころまでには、別紙被申請人工場・配置図記載の緑色直線部分について、「ロックウール」（厚さ約5cm）、「グラスウール」（厚さ約5cm）及び「防音シート」の三重構造の防音壁を設置した（甲1-4，甲4）。

(3) 防音対策後の測定結果等

ア 沼津市職員は、平成24年1月23日午前11時5分ころから、別紙図面①ないし③地点において、騒音レベルを測定したところ、 L_{A5} は、別表4-1記載のとおりであった（甲24）。

イ 被申請人は、平成24年5月ころ、別紙被申請人工場・配置図記載の緑色破線部分について、防音壁を延長した。

ウ 沼津市職員は、平成24年7月から8月までの間、被申請人に対し、さらに防音対策が可能かどうか検討を促すなどしたが、被申請人は、防音工

事を実施した業者からは申請人宅と被申請人宅との距離が近いため、騒音を規制基準内とすることは難しいと聞いているし、何度も防音対策を実施できる費用がないなどと回答した（甲1-4）。

エ 沼津市職員は、平成24年10月22日から平成25年5月1日までの間、別紙図面①ないし③地点において、騒音レベルを測定した。L_{A5}は、別表4-2ないし4-4記載のとおりであった。（甲25ないし27）

(4) 沼津市による被申請人の建築基準法違反に対する行政指導

沼津市は、平成24年1月26日付けで、被申請人に対し、被申請人工場が用途規制、容積率、建ぺい率などの建築基準法の規定（同法48条1項、52条、53条等）に違反しているのを、平成26年1月31日までに、平成22年6月30日付け是正計画書のとおりのは正措置を行うことを求めたが、被申請人は、これを講じなかった。

そこで、沼津市は、平成26年2月3日付けで、被申請人に対し、同年7月31日までに同様の是正措置を行うよう求めた。

これに対し、被申請人は、平成28年12月末までの猶予を求めている。（甲7、甲31、乙9）

(5) 申請人の生活状況

申請人は、平成22年以降、月曜日から金曜日までは午前6時30分ころに起床し、仕事で午前8時には外出しており、帰宅時間は定まっていない。土曜日は、平日の残務処理等により在宅することが通常であるが、被申請人工場からの騒音により午後1時以降は外出し、午後6時ころに帰宅するという。

平成26年ころからは土曜日の午前中も不在にすることが多い。

2 争点(1) (被申請人工場からの騒音が受忍限度を超えるか) について

(1) 騒音被害が一般社会通念上受忍すべき程度を超えるか否かは、侵害行為の態様、侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、工場所在地の地域環境、侵害

行為の開始とその後の継続の経過及び状況，その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容，効果等の諸般の事情を総合的に考察して，これを判断することが相当である。

(2)ア 騒音の程度について検討すると，波形図（甲11，甲25）をみれば，騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動しているといえるから，評価指標として L_{A5} を用いるべきところ，申請人が慰謝料を請求する始期である平成22年5月29日以降の沼津市による測定結果（別表3-1ないし4-4）によれば，被申請人工場からの騒音は，測定した時間のほとんどで昼間の規制基準を超えていたと認められる上，測定日によって規制基準超過の程度は異なるものの，防音対策の実施後においても60dB（ L_{A5} ）を超えるような騒音が発生するときがあったといえる。

他方，規制基準を超えない測定結果がある上，前記1(2)オ(イ)(エ)，クで認定した事実によれば，日々の作業内容・作業量によって騒音の程度が異なり，1日の操業時間中であっても規制基準内の時間帯があることも否定できない。

イ 騒音源についてみると，前記1で認定した事実，証拠（甲11，甲25）及び審問の全趣旨によれば，被申請人工場での鉄工作業であり，音の種類は，主としてサンダーによる切断音，クレーンの稼働音，ハンマーの打撃音，溶接作業時の音及び金属の落下音・接触音であると認められるところ，サンダーによる切断音，クレーンの稼働音及び金属の落下音・接触音は日々の作業工程において発生する可能性が高いと推認される。そして，金属の落下音・接触音は，瞬間的なものといえるし，サンダーによる切断音及びクレーンの稼働音は，間欠的に一定の時間継続するものと認められる。

これに対し，前記1(2)クで認定した事実及び審問の全趣旨によれば，申請人が苦情を申し入れた溶接作業時の音，特に鉄製品の上に残った溶接力

スを除去するための振動タガネの音や溶接に使用した仮止めを除去するために使うガウジング棒の音については、溶接作業時の進捗状況によっては1日合計3時間程度実施されることもあったと認められるが、月5回程度超えて実施されることを認めるに足りる証拠はない。また、審問の全趣旨によれば、ハンマーは工程で必ず使用するものではなく、溶接の熱で金属が曲がったときに直すために使用するものと認められる。

ウ 以上を総合すれば、申請人が慰謝料を請求する始期である平成22年5月29日から終期である平成25年5月28日までの間、被申請人工場から昼間の規制基準を超える騒音が相当程度発生し、作業内容・作業量により違いはあるものの、被申請人工場におけるサンダーによる切断音、クレーンの稼働音、ハンマーの打撃音、溶接作業時の音及び金属の落下音・接触音などにより規制基準を超える騒音が1日の作業時間のうち間欠的・突発的に発生することがあり、ときには60dB (L_{A5}) を超えるような騒音もあったと推認される。

(3) 上記(2)の騒音レベル、騒音発生の頻度に加えて、被申請人は当初から工場を建築できない住居地域において操業を開始しているから、先住性を重視すべきではないこと、防音対策の効果は昼間の規制基準を満たすものではなく、防音対策前後の測定結果を比較しても、その効果が上がっているとまではいい難いこと、本件における被侵害利益が精神的苦痛にとどまっているとしても規制基準を超える騒音を甘受しなければならない状況が長期間継続したことを考慮すれば、被申請人工場からの騒音は受忍限度を超えた違法なものといわざるを得ない。

3 争点(2) (損害) について

平成22年5月29日から平成25年5月28日までの間の被申請人工場からの騒音レベル、騒音発生の頻度、被申請人工場からの騒音レベルが規制基準を超えているものの、その程度が著しく高いとまではいえないこと、申請人が

騒音被害を受けたのは、被申請人の工場の操業日・操業時間のうち主として申請人が在宅していた土曜日の昼間で限定的であることなどを考慮すれば、平成22年5月29日から平成25年5月28日までの間の慰謝料は30万円と認めるのが相当である。

4 結論

以上によれば、本件裁定申請は主文1項の限度で理由があるから認容するが、その余の裁定申請は棄却することとし、主文のとおり裁定する。

平成27年3月4日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長

杉野 翔子

裁定委員

柴山 秀雄

裁定委員

吉村 英子

別表 1 - 1 (測定日平成20年9月17日)

測定地点①

測定時間	L_{A5}	L_{max}	L_{Aeq}
午後2時45分から8分20秒間	69.1	81.9	64.5
午後3時20分から8分20秒間	55.5	81.5	56.5
午後3時52分から8分20秒間	55.6	71.7	50.9

測定地点②

測定時間	L_{A5}	L_{max}	L_{Aeq}
午後2時44分から8分20秒間	69.9	82.2	64.8
午後3時31分から8分20秒間	56.0	64.9	49.7

測定地点③

測定時間	L_{A5}	L_{max}	L_{Aeq}
午後3時30分から8分20秒間	53.2	68.0	48.5
午後3時45分から8分20秒間	54.0	68.9	50.4

別表 1 - 2 (測定日平成20年10月30日)

測定地点①

測定時間	L_{A5}	L_{max}	L_{Aeq}
午前9時45分から8分20秒間	61.7	66.7	56.0
午前9時55分から8分20秒間	63.0	68.6	54.8

測定地点②

測定時間	L_{A5}	L_{max}	L_{Aeq}
午前9時45分から10分間	63.0	69.2	57.1
午前9時55分から10分間	53.9	67.7	50.1

別表 1 - 3 (測定日平成20年11月6日)

測定地点①

測定時間	L_{A5}	L_{Amax}	L_{Aeq}
午後2時35分から8分20秒間	54.4	62.9	50.0
午後2時45分から8分20秒間	56.4	73.0	52.5

測定地点②

測定時間	L_{A5}	L_{Amax}	L_{Aeq}
午後2時35分から10分間	55.6	79.5	53.8
午後2時45分から10分間	58.4	75.8	54.8

測定地点③

測定時間	L_{A5}	L_{Amax}	L_{Aeq}
午後2時35分から8分20秒間	53.8	63.9	49.6
午後2時45分から8分20秒間	58.0	75.5	54.2

別表 1 - 4 (測定日平成20年11月7日)

測定地点①

測定時間	L_{A5}	L_{Amax}	L_{Aeq}
午後4時4分から8分20秒間	61.9	75.1	57.5
午後4時13分から8分20秒間	61.8	70.6	58.0
午後4時23分から8分20秒間	59.1	71.9	54.8

測定地点②

測定時間	L_{A5}	L_{Amax}	L_{Aeq}
午後4時4分から8分20秒間	61.5	69.7	57.4
午後4時13分から8分20秒間	61.9	73.0	58.4
午後4時23分から8分20秒間	59.4	72.8	55.0

測定地点③

測定時間	L_{A5}	L_{Amax}	L_{Aeq}
午後4時4分から8分20秒間	60.8	75.7	56.9
午後4時13分から8分20秒間	61.2	69.6	57.7
午後4時23分から8分20秒間	59.3	74.2	55.0

別表 2 - 1 (測定日平成21年5月19日)

測定地点①

測定時間	L_{A5}	L_{A50}	L_{A95}	L_{Amax}	L_{Aeq}
午前10時24分から3分間	54.9	42.2	36.9	65.6	47.5

測定地点②

測定時間	L_{A5}	L_{A50}	L_{A95}	L_{Amax}	L_{Aeq}
午前10時21分から8分20秒間	54.4	44.6	36.8	67.1	49.9
午前10時39分から8分20秒間	50.3	40.1	36.1	79.2	51.8
午前10時48分から8分20秒間	54.0	41.4	37.4	81.8	56.7

別表 2 - 2 (測定日平成21年7月9日)

測定地点①

測定時間	L_{A5}	L_{A50}	L_{A95}	L_{Amax}	L_{Aeq}
午前9時57分から8分20秒間	52.3	44.6	40.2	73.8	49.4

別表 2 - 3 (測定日平成21年7月14日)

測定地点①

測定時間	L_{A5}	L_{A50}	L_{A95}	L_{Amax}	L_{Aeq}
午後1時31分から8分20秒間	56.4	49.2	40.8	74.2	39.0
午後1時46分から8分20秒間	58				
午後2時2分から8分20秒間	54.8	45.8	39.1	74.4	50.2

測定地点②

測定時間	L_{A5}	L_{A50}	L_{A95}	L_{Amax}	L_{Aeq}
午後1時31分から8分20秒間	58.2	46.7	39.9	76.3	52.8
午後1時44分から8分20秒間	55.6	48.7	43.3	69.7	51.2

測定地点③

測定時間	L_{A5}	L_{A50}	L_{A95}	L_{Amax}	L_{Aeq}
午後2時1分から8分20秒間	54.5	45.6	36.1	74.9	50.4

別表 2 - 4 (測定日平成21年7月16日)

測定地点①

測定時間	L_{A5}	L_{A50}	L_{A95}	L_{Amax}	L_{Aeq}
午後3時43分から8分20秒間	59.3	46.2	42.0	74.8	54.7
午後3時56分から8分20秒間	56.6	46.0	41.3	75.3	53.3
午後4時10分から8分20秒間	55.6	46.7	41.3	75.1	52.9
午後4時20分から8分20秒間	49.2	43.2	41.5	73.5	48.8

測定地点②

測定時間	L_{A5}	L_{A50}	L_{A95}	L_{Amax}	L_{Aeq}
午後3時42分から8分20秒間	61.3	48.9	44.1	76.2	57.0
午後3時57分から8分20秒間	57.6	48.1	43.5	75.7	54.8

測定地点③

測定時間	L_{A5}	L_{A50}	L_{A95}	L_{Amax}	L_{Aeq}
午後4時9分から8分20秒間	55.7	47.1	43.1	76.1	53.2
午後4時18分から8分20秒間	51.1	43.8	41.8	73.8	49.8

別表 3 - 1 (測定日平成23年1月18日)

測定地点①

測定時間	L_{A5}
午前7時48分から5分間 (作業なし)	48.4
午前7時55分から5分間 (作業あり)	50.3
午前8時から5分間 (作業あり)	52.1

測定地点②

測定時間	L_{A5}
午前7時48分から5分間 (作業なし)	45.0
午前7時55分から5分間 (作業あり)	55.0
午前8時から5分間 (作業あり)	58.5

測定地点③

測定時間	L_{A5}
午前7時48分から5分間 (作業なし)	41.9
午前7時55分から5分間 (作業あり)	50.7
午前8時から5分間 (作業あり)	56.3

別表 3 - 2 (測定日平成23年4月18日)

測定地点①

測定時間	L_{A5}
午後2時50分から5分間	50
午後3時20分から5分間	53

測定地点②

測定時間	L_{A5}
午後2時50分から5分間	47
午後3時20分から5分間	50

測定地点③

測定時間	L_{A5}
午後2時50分から5分間	47
午後3時20分から5分間	49

別表 3 - 3 (測定日平成23年6月6日)

測定地点①

測定時間	L_{A5}
午後2時5分から5分間	49
午後2時25分から5分間	47

別表 3 - 4 (測定日平成23年6月7日)

測定地点①

測定時間	L_{A5}
午後1時45分から5分間	52
午後2時から5分間	48

測定地点②

測定時間	L_{A5}
午後1時45分から5分間	48
午後2時から5分間	48

測定地点③

測定時間	L_{A5}
午後1時45分から5分間	48
午後2時から5分間	46

別表 3 - 5 (測定日平成23年8月31日)

測定地点①

測定時間	L_{A5}
午前10時25分から5分間	56
午前10時40分から5分間	53

測定地点②

測定時間	L_{A5}
午前10時25分から5分間	57
午前10時40分から5分間	55

測定地点③

測定時間	L_{A5}
午前10時25分から5分間	54
午前10時40分から5分間	54

別表 4 - 1 (測定日平成24年1月23日)

測定地点①

測定時間	L_{A5}
午前11時5分から5分間	52
午前11時17分から5分間	53

測定地点②

測定時間	L_{A5}
午前11時5分から5分間	56
午前11時17分から5分間	52

測定地点③

測定時間	L_{A5}
午前11時5分から5分間	56
午前11時17分から5分間	53

別表 4 - 2 (測定日平成24年10月22日)

測定地点①

測定時間	L_{A5}
午後1時48分から5分間	50
午後2時から5分間	56

測定地点②

測定時間	L_{A5}
午後1時48分から5分間	46
午後2時から5分間	54

測定地点③

測定時間	L_{A5}
午後1時48分から5分間	48
午後2時から5分間	57

別表 4 - 3 (測定日平成25年3月7日)

測定地点①

測定時間	L_{A5}
午前10時23分から5分間	53
午前10時34分から5分間	56

測定地点②

測定時間	L_{A5}
午前10時23分から5分間	52
午前10時34分から5分間	56

測定地点③

測定時間	L_{A5}
午前10時23分から5分間	53
午前10時34分から5分間	58

別表 4 - 4 (測定日平成25年5月1日)

測定地点①

測定時間	L_{A5}
午前9時37分から5分間	64
午前9時47分から5分間	53

測定地点②

測定時間	L_{A5}
午前9時37分から5分間	62
午前9時47分から5分間	55

測定地点③

測定時間	L_{A5}
午前9時37分から5分間	66
午前9時47分から5分間	56